

大市総第162号
令和2年2月19日

大村市議会議長
大村市議会議員
大村市各行政委員会委員長 殿
大村市監査委員
各報道機関

大村市長 園田裕史

市議会定例会の招集について（通知）

このことについて、別紙（写）のとおり告示したので通知します。

大村市告示第17号

大村市議会定例会を次のとおり招集する。

令和2年2月19日

大村市長 園田裕史

- 1 招集日時 令和2年2月27日（木） 午前10時
- 2 招集場所 大村市議会議場

市議会定例会付議事件表

第 1 号 議案	大村市用品調達基金条例を廃止する条例……………	(1)
第 2 号 議案	市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例…	(2)
第 3 号 議案	大村市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例…	(3)
第 4 号 議案	大村市体育施設条例の一部を改正する条例……………	(4)
第 5 号 議案	大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	(6)
第 6 号 議案	大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例……………	(7)
第 7 号 議案	大村市営住宅条例の一部を改正する条例……………	(8)
第 8 号 議案	長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減 少及び規約の変更について……………	(1 0)
第 9 号 議案	工事請負変更契約の締結について……………	(1 3)
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(1 4)
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(1 6)
報告第 3 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(1 8)
報告第 4 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解すること について）……………	(2 0)
報告第 5 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(2 2)
報告第 6 号	専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）…	(2 4)
報告第 7 号	専決処分の報告について（工事施工に関する基本協定の変更 について）……………	(2 6)
第 1 0 号 議案	令和元年度大村市一般会計補正予算（第 7 号）	
第 1 1 号 議案	令和元年度大村市モーターボート競走事業会計補正予算（第 4 号）	
第 1 2 号 議案	令和元年度大村市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	
第 1 3 号 議案	令和元年度大村市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	
第 1 4 号 議案	令和元年度大村市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	
第 1 5 号 議案	令和元年度大村市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 号）	
第 1 6 号 議案	令和元年度大村市水道事業会計補正予算（第 2 号）	

- 第17号議案 令和元年度大村市モーターボート競走事業建設改良積立金の目的外使用について
- 第18号議案 令和2年度大村市一般会計予算
- 第19号議案 令和2年度大村市モーターボート競走事業会計予算
- 第20号議案 令和2年度大村市国民健康保険事業特別会計予算
- 第21号議案 令和2年度大村市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第22号議案 令和2年度大村市介護保険事業特別会計予算
- 第23号議案 令和2年度大村市病院事業会計予算
- 第24号議案 令和2年度大村市工業団地整備事業特別会計予算
- 第25号議案 令和2年度大村市水道事業会計予算
- 第26号議案 令和2年度大村市工業用水道事業会計予算
- 第27号議案 令和2年度大村市下水道事業会計予算
- 第28号議案 令和2年度大村市農業集落排水事業会計予算
- 第29号議案 大村市自転車^の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例…………… (28)

第1号議案

大村市用品調達基金条例を廃止する条例

大村市用品調達基金条例（昭和39年大村市条例第15号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

大村市用品調達基金を廃止するため、この条例案を提出するものである。

第 2 号議案

市長の専決処分事項に関する条例等の一部を改正する条例

(市長の専決処分事項に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長の専決処分事項に関する条例（昭和 28 年大村市条例第 63 号）の一部を次のように改正する。

本則第 2 号中「第 243 条の 2 第 1 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 1 項」に改める。

(大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 大村市水道事業、工業用水道事業、下水道事業及び農業集落排水事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大村市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(大村市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 大村市病院事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大村市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

(大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 4 条 大村市モーターボート競走事業の設置等に関する条例（昭和 41 年大村市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第3号議案

大村市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

大村市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年大村市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第4号議案

大村市体育施設条例の一部を改正する条例

大村市体育施設条例（平成17年大村市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(3)の表中「料金」を「金額」に、

「 <table border="1"><tr><td>600円</td><td>6,000円</td></tr></table> 」	600円	6,000円	を	「 <table border="1"><tr><td>2時間まで 440円</td><td>4,400円</td></tr><tr><td>2時間を超える1時間ごとに 220円</td><td></td></tr></table> 」	2時間まで 440円	4,400円	2時間を超える1時間ごとに 220円		に、
600円	6,000円								
2時間まで 440円	4,400円								
2時間を超える1時間ごとに 220円									
「 <table border="1"><tr><td>300円</td><td>3,000円</td></tr></table> 」	300円	3,000円	を	「 <table border="1"><tr><td>2時間まで 220円</td><td>2,200円</td></tr><tr><td>2時間を超える1時間ごとに 110円</td><td></td></tr></table> 」	2時間まで 220円	2,200円	2時間を超える1時間ごとに 110円		に改める。
300円	3,000円								
2時間まで 220円	2,200円								
2時間を超える1時間ごとに 110円									

別表第2の2の(4)の表中備考5を削り、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

- 4 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又は端数時間は、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 大村市体育施設条例の一部を改正する条例（平成20年大村市条例第34号。以下この項において「平成20年改正条例」という。）の施行の日前に旧使用料（平成20年改正条例による改正前の大村市体育施設条例別表第2の2の(3)の表に定める使用料をいう。以下この項において同じ。）を納入して交付を受けた回数券により、施行日以後に大村市屋内プールを利用しようとする者は、旧使用料の金額とこの条例による改正後の大村市体育施設条例別表第2の2の(3)の表に定める使用料（以下「新使用料」という。）の金額との差額を納入しなければならない。
- 3 施行日前に旧使用料（この条例による改正前の大村市体育施設条例別表第2の2

の(3)の表に定める使用料をいう。以下同じ。)を納入して交付を受けた回数券により、施行日以後に大村市屋内プールを利用しようとする者は、市長に対し、旧使用料の金額と新使用料の金額との差額の返還を求めることができる。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

大村市屋内プールの個人利用に係る使用料を改定するため、この条例案を提出するものである。

第5号議案

大村市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

大村市印鑑登録及び証明に関する条例（昭和53年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「満15歳未満の者及び成年被後見人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 満15歳未満の者
- (2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第12条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第2項中「から第5号まで」を「又は第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

成年被後見人のうち意思能力を有する者が印鑑を登録できるようにするとともに、所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第6号議案

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大村市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大村市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3条中「令和2年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に関する経過措置を延長するため、この条例案を提出するものである。

第7号議案

大村市営住宅条例の一部を改正する条例

大村市営住宅条例（平成9年大村市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第30条」を「第40条」に改める。

第9条第6項及び第8項中「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「配偶者のない者であって20歳未満の子を扶養しているもの」に改める。

第19条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃又は」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行があるときは敷金をその債務の弁済に充て、」に、「敷金」を「敷金」に、「これ」を「その損害賠償金」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市は、入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は、市に対し、敷金をその債務の弁済に充てることを請求することができない。

第22条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第42条第1項第3号中「き損」を「毀損」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条第1項、第9条第6項及び第8項、第22条第2項並びに第42条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第19条の規定は、施行日以後の入居に係る敷金について適用する。

3 改正後の第42条第3項の規定は、施行日以後に到来する支払期に係る利息について適用する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

民法の改正に伴い、住宅の明渡請求及び敷金に係る規定について改正するとともに、
所要の条文整理を行うため、この条例案を提出するものである。

第8号議案

長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、令和2年4月30日をもって、長崎県市町村総合事務組合から、長崎市を脱退せしめ、長崎県市町村総合事務組合同規約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

長崎県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

長崎県市町村総合事務組合規約（平成8年3月27日自治許第40号）の一部を次のように変更する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

組合を組織する組合市町村

佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条、第13条～第16条関係）

組合の共同処理する事務と団体

第3条第1号に関する事務	佐世保市、島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、長崎県後期高齢者医療広域連合 ただし、佐世保市及び大村市は、資金管理及び出納事務に限る。
第3条第2号から第8号までにに関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第9号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、

	時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合、県央地域広域市町村圏組合、長崎県後期高齢者医療広域連合、長与・時津環境施設組合
第3条第10号に関する事務	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第11号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号アに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第12号イに関する事務	島原市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
第3条第13号に関する事務	島原市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、東彼地区保健福祉組合、雲仙・南島原保健組合、島原地域広域市町村圏組合、県央県南広域環境組合、北松北部環境組合

附 則

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

第9号議案

工事請負変更契約の締結について

次のとおり工事請負変更契約を締結する。

- 1 工 事 名 東浦漁港海岸保全施設（離岸堤）整備工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額
 変 更 前 1 2 6 , 8 0 4 , 7 0 0 円
 変 更 後 1 5 6 , 5 3 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 佐世保市天満町2番30号
 門田建設株式会社
 代表取締役 門田 治男
- 5 竣工期限
 変 更 前 令和2年3月31日
 変 更 後 令和2年7月31日

令和2年2月27日提出

大村市長 園 田 裕 史

報告第1号

専決処分の報告について

市道の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

専決第1号

専 決 処 分 書

市道の除草作業による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第3号及び第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年1月21日

大村市長 園 田 裕 史

- 1 損害賠償の額 83,280円
- 2 損害賠償の相手方 
 

報告第2号

専決処分の報告について

農道上の自動車破損事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

報告第3号

専決処分の報告について

森園公園内の樹木の枝の落下による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史


専決第 3 号

専 決 処 分 書

森園公園内の樹木の枝の落下による自動車破損事故の被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項に関する条例（昭和 28 年大村市条例第 63 号）本則第 3 号及び第 4 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 7 日

大村市長 園 田 裕 史

- | | |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 損害賠償の額 | 74,250円 |
| 2 損害賠償の相手方 |  |



報告第4号

専決処分の報告について

公用車の交通事故による被害者に対する損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

報告第5号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

専決第5号

専 決 処 分 書

平成30年12月20日の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「新中地区公民館（仮称）建築工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

令和2年2月7日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 645,840,000円

変更後 654,541,000円（8,701,000円の増額）

報告第6号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事請負契約の変更契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

専決第6号

専 決 処 分 書

平成30年12月20日の大村市議会定例会において締結の議決を受けた「新中地区公民館（仮称）設備工事」に係る工事請負契約の契約金額を次のとおり変更する契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

令和2年2月7日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 159,494,400円

変更後 158,831,280円（663,120円の減額）

報告第7号

専決処分の報告について

議会の議決を経て締結した工事施工に関する基本協定の変更協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別添のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和2年2月27日提出

大村市長 園田裕史

専決第7号

専 決 処 分 書

平成27年5月13日開催の大村市議会臨時会において締結の議決を受け、その後、平成28年6月30日開催、平成29年3月1日開催及び平成30年9月28日開催の大村市議会定例会において変更の議決を受けた「高縄手橋架替工事」に関する基本協定の協定金額を次のとおり変更する協定を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和28年大村市条例第63号）本則第8号の規定により専決処分する。

令和2年2月14日

大村市長 園 田 裕 史

変更前 384,436,671円

変更後 384,351,261円（85,410円の減額）

第 29 号議案

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例

大村市自転車の安全利用及び自転車等の放置防止に関する条例（平成 26 年大村市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表大村市駐輪場の項中「大村市東本町 4 8 1 番地」を「大村市東本町 4 8 1 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 2 年 2 月 27 日提出

大村市長 園 田 裕 史

(提案理由)

大村市駐輪場が存する土地を分筆したため、この条例案を提出するものである。